

平成23年3月17日

和光市長 松本 武洋 様

和光市個人情報保護審議会
会 長 石 井 彰



和光市災害時要援護者登録事務にかかる個人情報の外部提供について（答申）

平成23年3月3日付け和社第557号により諮問のあった標記の件について、当審議会では、平成23年3月10日に会議を開催し、諮問内容を鋭意検討し、慎重審議を行った結果、下記のとおり結論に至りましたので、答申いたします。

記

1 結論

(1) 諮問事項1について

個人情報を提供することに公益上の必要の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため、登録希望の有無が確認できない要援護対象者の個人情報を外部機関に提供することについては、審議会として妥当であると判断しました。

(2) 諮問事項2について

本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため、個人情報を提供した事実及びその内容を本人に対して通知することを省略することについては、審議会として妥当であると判断しました。

以上